

こんにちは。税理士の市川です。

岸田内閣が組閣されて、個人や中小企業の給付金の話が世間を賑わせています。

「みんなに平等」というのは正直無理ですので、バランスの良い施策であってほしいです。

今月も相続HPからブログのまとめをお送りします。

気になる記事はQRコードでHPの本文をご覧ください。



今月のブログのまとめ

◆確定申告がスタートします

国税庁チャットボットの税務職員（ふたば）による年末調整・所得税の確定申告相談がスタート。確定申告用の対応は2022年1月中旬からです。



◆ペットに対する相続準備ってどうするの？

犬や猫をはじめとするペットは、私たちの生活にとって、もはや家族同然となっています。そんなペットを残したままは心配。

大切なペットにできる相続準備について整理してみました。



◆介護に尽力した親族は相続にあたり金銭は支払われる？

介護を必要な方は介護保険制度が開始した20年前から倍以上に増えていきます。ここで多く生じるのが義父母の介護に尽力した親族は相続にあたり金銭的に報われるのか？この制度をまとめています。



成年って何歳からだっけ？！

「いまの成年って何歳だっけ？！」と改めて思いながら今回の選挙をみていました。

2018年の民法改正により、2022年4月1日から18歳の成年が誕生することになっています。

その意味で新有権者が急増したあとの来年の夏の参議院選はおもしろいかもしれませんよ。

家族でそんな話をしていたら、お酒が飲めるのも18歳になるの？？ということを知りましたが、いえいえ、お酒はハタチになってから！



これは「未成年者飲酒禁止法」という法律で「満二十年ニ至ラサル者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス」と書かれてあります。今回の民法改正によって法律の名前と条文の内容がちょっと違ってしまったところが面白いですね。

そういえば、ご存じの方も多いとは思いますが、日本においては「飲酒」や「お酒」の所管は国税庁です、というのも、職業柄気になるところです。

「相続の準備 大阪」で検索No1！

無料Web相談やっています
お気軽にご連絡どうぞ→



市川欽一税理士事務所

大阪府大阪市北区東天満2-6-7 南森町東一号館9階

電話：06-6356-3366/FAX：06-6356-3376